

重要事項説明書(居宅介護支援サービス)

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第4条に基づいて、
当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	医療法人 徳洲会
事業者の所在地	大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 東上 震一
電話番号	(06)6346-2888
指定年月日	平成12年4月1日

2. ご利用の事業者

事業所の名称	介護老人保健施設 徳洲苑なえぼ介護センター
事業所の所在地	札幌市東区北7条東18丁目105-23
管理者の氏名	清野 笑子
電話番号	011-751-0025 (直通)
ファクシミリ番号	011-751-0026
指定事業所番号	北海道0150280089

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業所所属の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向を基に、適切なサービスを利用できるように、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、連絡調整その他便宜の提供を行うことを目的とする。
施設運営の方針	<p>①利用者が可能な限り、その居宅において能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。</p> <p>②利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者や家族の選択に基づき適切なサービスが多様な業者から提供されるように配慮する。</p> <p>③提供されるサービスが特定の種類・特定の事業者に不当に偏することなく、公立中正に行う。</p> <p>④市町村・その他の事業所との連携に努める。</p> <p>⑤利用者から介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求められた場合は、情報提供等を行い随時対応する。</p> <p>⑥居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を行う。</p>

4. 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の職種	員数	区 分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格の内容
		常勤	非常勤	専従	兼務			
管理者	1		1			1.0	4以上	主任介護支援専門員 介護福祉士
介護支援専門員	1	1				1.0		介護支援専門員 介護福祉士
介護支援専門員	1	1				1.0		介護支援専門員 介護福祉士
介護支援専門員	1	1				1.0		介護支援専門員 社会福祉士
事務補助者	1		1			0.125		

5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯(8:30~17:00)常勤で勤務	法人規定による年間110日間
介護支援専門員	正規の勤務時間帯(8:30~17:00)常勤で勤務	
その他の職員	正規の勤務時間帯(8:30~17:00)常勤で勤務	

6. 営業日

営業日	月曜日～土曜日(12月31日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8:30～午後5:00

7. 居宅介護支援サービスの概要

種類	内容	提供方法	利用料
要介護認定の申請代行	お住まいの区役所への申請と主治医意見書依頼を代行。	機関訪問、もしくは郵送による代行。	無料
サービス計画の立案	認定結果に応じた介護サービス計画の作成と給付管理。	家庭訪問、もしくは電話などで相談。	介護報酬より請求 自己負担はなし
サービス実施状況の把握・評価	毎月1回以上の家庭訪問にてご本人・ご家族と面談を行う。	家庭訪問	無料
利用者状況の把握	ご利用者様の心身状態について、随時把握する。	家庭訪問、機関訪問 電話等で情報提供	無料
情報提供・連絡調整 相談業務	事業所との情報交換・連絡調整及びご本人・家族との相談対応	家庭訪問、電話等を使用して提供。	無料
給付管理	給付管理表の作成と限度額管理	国保連への請求。	無料

※当事業所は特定事業所加算Ⅱの認可を受けています。

8. 特定事業加算Ⅱの認可を受け、下記の取り組みを行っています。

①週1回定例会議及び事例検討会議の開催及び定期的な研修会の開催と外部研修への参加。
②法令遵守
③常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置し且つ常勤の介護支援専門員を2名以上配置しています。
④他の法人が運営する居宅支援事業所と合同で事例検討会や研修会を実施しています。
⑤地域包括地域センターより、困難事例の依頼がある場合は随時対応します。
⑥地域包括地域センター等が実施する事例検討会等に参加しています。

9. 事業の実施地域

実施地域	札幌市内中央区、北区、東区、白石区、豊平区、厚別区 ※業務実施地域以外について、運営規定の定めに基づき随時超過料金を頂く場合があります。
------	---

10. 緊急時等における対応

介護支援サービス提供時の緊急対応について	介護支援サービス提供時に、利用者様の病状が生じた場合や処置が必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとる等の措置を講じます。
介護支援サービス提供時の事故発生での対応について	介護支援サービス提供時に事故が発生した場合は、事故に対応した適切な処置・措置を行い、家族、主治医また保険者等に連絡を取り、後日事故報告書を作成し、家族、主治医、保険者等に配布し、再発の防止に努めます。

11. 苦情等の申立先

〔当施設ご利用 相談窓口〕	窓口担当者 管理者 清野 笑子 ご利用時間 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時まで ご利用方法 電話 011-751-0025（直通） 面談 営業時間内をお願いします。
〔市町村の窓口〕 札幌市保健福祉局 保健福祉部介護保険課	所在地 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎3階 電話番号 011-211-2547 ご利用時間 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時まで
〔公的団体の窓口〕 北海道国民健康保険 団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5161（代表） ご利用時間 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時まで

12. 高齢者の虐待の防止・権利擁護について

事業者は、利用者等の**人権の擁護・虐待の防止のために必要な措置**を講じます。

高齢者虐待防止に 関する取り組み	①虐待防止に関する責任者は管理者とする。 ②研修等を通じて、従業者の人権意識及び知識や技術の向上に努めます。
権利擁護・その他に 関する取り組み	①必要時には成年後見制度の利用を支援します。 ②従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

13. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及び家族に 関する秘密の保持 について	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。 ②事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③事業者は従業者に業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるために、従業者の守秘義務については業務を終了した後や従業者の退職後も継続するよう雇用契約を結んでいます。
個人情報の 保護について	①事業者は、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者様の個人情報を利用いたしません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を利用いたしません。 ②利用者様及び利用者様の家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を以って管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じて、その内容の開示をすることにし、開示の結果、情報の訂正・追加又は修正を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。 ④事業所が管理する情報については、従業者が退職又は異動後も利用者及び家族の個人情報を漏洩したり、秘密を保持するものとします。 (開示に際しての複写料などは発生する場合は、利用者の負担となります。)

以上、上記内容について「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づき、利用者様に説明致します。

注意 この「重要事項説明書」は、ご利用者様と事業所の契約内容と同一の内容となります。契約中は大切に保管下さい。

説明年月日		令和 年 月 日
事業者	所在地	札幌市東区北7条東18丁目105-23
	事業所名	医療法人 徳洲会 老人保健施設 徳洲苑なえぼ介護センター
	連絡先	011-751-0025 (直通)
	説明者氏名	印

利用者	住 所	
	電話番号	
	利用者氏名	印
利用者の家族等	住 所	
	電話番号	
	氏 名	印
	続 柄	

作成者	医療法人 徳洲会 老人保健施設 徳洲苑なえぼ介護センター 令和5年12月1日作成(第15版)
-----	--